



発行 新潟県
第 23 号
 平成28年3月22日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 348 浄化槽法による指定検査機関の指定（廃棄物対策課）
- 349 知事指定薬物の失効（医務薬事課）
- 350 土地改良区役員の退任届（農地計画課）
- 351 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 352 換地処分（農地整備課）
- 353 建設業法による許可の取消し（監理課）
- 354 道路の区域変更（道路管理課）
- 355 道路の供用開始（道路管理課）
- 356 道路の区域変更（道路管理課）
- 357 道路の供用開始（道路管理課）
- 358 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 359 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 360 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 361 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 362 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 363 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 364 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 365 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）
- 366 建築基準法による公開の意見聴取（建築住宅課）

公 告

一般競争入札の実施（知事部局広報広聴課）

人事委員会規則

6-1769 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）

告 示

◎新潟県告示第348号

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第57条第1項の規定により、次のとおり指定検査機関を指定した。
平成28年3月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 指定検査機関の名称、代表者の氏名及び所在地並びに検査業務を行う地域及び期間

名称、代表者の氏名及び所在地	検査業務を行う地域	検査業務を行う期間
1 名称 一般財団法人 新潟県環境衛生研究所	新潟市（旧岩室村、旧巻町、旧西川町、旧黒崎町、旧味方村、旧潟東村、旧月潟村及び旧中之口村の区域に限る。）、長岡市（旧中之島町、旧三島	平成28年4月1日から平成31年3月31日まで
2 代表者の氏名		

代表理事 奥田 雄二 3 所在地 燕市吉田東栄町8番13号	町、旧与板町、旧和島村及び旧寺泊町の区域に限る。)、三条市、加茂市、見附市、村上市、燕市、佐渡市、西蒲原郡、南蒲原郡、三島郡及び岩船郡の区域
1 名称 一般財団法人 下越総合健康開発センター 2 代表者の氏名 代表理事 花野 政晴 3 所在地 新発田市本町四丁目16番83号	新潟市(旧豊栄市の区域に限る。)、新発田市、阿賀野市、胎内市及び北蒲原郡の区域
1 名称 一般財団法人 新潟県環境分析センター 2 代表者の氏名 代表理事 猪俣 勝一 3 所在地 新潟市江南区祖父興野53番地1	新潟市(旧豊栄市、旧岩室村、旧巻町、旧西川町、旧黒埼町、旧味方村、旧潟東村、旧月潟村及び旧中之口村の区域を除く。)、五泉市、南魚沼市、東蒲原郡及び南魚沼郡の区域
1 名称 一般社団法人 新潟県環境衛生中央研究所 2 代表者の氏名 代表理事 郷 周一 3 所在地 長岡市新産二丁目12番地7	長岡市(旧栃尾市、旧中之島町、旧三島町、旧与板町、旧和島村及び旧寺泊町の区域を除く。)、柏崎市、小千谷市、魚沼市及び刈羽郡の区域
1 名称 一般社団法人 県央研究所 2 代表者の氏名 代表理事 高野 貞子 3 所在地 三条市吉田1411番地甲	長岡市(旧栃尾市の区域に限る。)、十日町市(旧松代町及び旧松之山町の区域を除く。)及び中魚沼郡の区域
1 名称 一般財団法人 上越環境科学センター 2 代表者の氏名 代表理事 村山 秀幸 3 所在地 上越市下門前1666番地	十日町市(旧松代町及び旧松之山町の区域に限る。)、糸魚川市、妙高市及び上越市の区域

2 検査の手数料

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

区分 浄化槽の規模(人槽)	設置後等の水質検査 (浄化槽法第7条)	定期検査 (浄化槽法第11条)
5人～ 10人	11,200円	3,700円
11人～ 20人	12,600円	3,700円
21人～ 50人	12,600円	8,600円
51人～ 200人	18,800円	12,600円
201人～ 500人	23,600円	16,000円
501人～2,000人	26,600円	18,800円

2,001人以上	31,000円	22,000円
----------	---------	---------

(2) 平成29年4月1日から平成31年3月31日まで

浄化槽の 規模(人槽)	設置後等の水質検査 (浄化槽法第7条)	定期検査 (浄化槽法第11条)
5人～ 10人	11,200円	4,100円
11人～ 20人	12,600円	4,100円
21人～ 50人	12,900円	8,600円
51人～ 200人	18,800円	12,600円
201人～ 500人	23,600円	16,000円
501人～2,000人	26,600円	19,200円
2,001人以上	31,000円	22,000円

3 指定をした年月日

平成28年3月22日

4 検査業務の開始予定年月日

平成28年4月1日

◎新潟県告示第349号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。)第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年3月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 2- [(ビス(4-フルオロフェニル)メチル)スルフィニル]アセトアミド(通称名: Bisfluoromodafinil)及びその塩類
- (2) 2-(4-フルオロフェニル)-3-メチルモルフォリン(通称名: 4-FPM)及びその塩類
- (3) *Mitragyna speciosa*(通称名: Kratom)及びその近縁植物(ただし、*Mitragynine*又は7a-Hydroxy-7H-mitragynineを含有するものに限る。)
- (4) (E)-メチル=2- {(2S,3S,12bS)-3-エチル-8-メトキシ-1,2,3,4,6,7,12,12b-オクタヒドロインドロ[2,3-a]キノリジン-2-イル}-3-メトキシアクリラート(通称名: Mitragynine)及びその塩類
- (5) (E)-メチル=2- {(2S,3S,7aS,12bS)-3-エチル-7a-ヒドロキシ-8-メトキシ-1,2,3,4,6,7,7a,12b-オクタヒドロインドロ[2,3-a]キノリジン-2-イル}-3-メトキシアクリラート(通称名: 7a-Hydroxy-7H-mitragynine)及びその塩類
- (6) N-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1- [(テトラヒドロ-2H-ピラン-4-イル)メチル]-1H-インダゾール-3-カルボキサミド(通称名: CUMYL-THPINACA)及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に規定する薬物に該当するに至ったため。

3 失効年月日

平成28年3月19日

4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。

◎新潟県告示第350号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、新潟市の亀田郷土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成28年3月22日

新潟県新潟地域振興局長

1 退任

理事 新潟市江南区酒屋町871番地3

伊田 政一

退任年月日 平成28年 3 月 7 日

◎新潟県告示第351号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、魚沼市の一部を受益地域とする県営上原地区
区画整理(経営体育成基盤整備「一般型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年 3 月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成28年 3 月23日から平成28年 4 月19日まで
- 3 縦覧に供する場所
魚沼市役所
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第352号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、胎内市及び新発田市を地域とする県営区
画整理(ほ場整備「担い手育成型」)事業柴橋地区に係る換地処分をした。

平成28年 3 月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

◎新潟県告示第353号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成28年 3 月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 処分をした年月日 平成28年 1 月27日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
大建企業株式会社
桑原 健一
- 3 主たる営業所の所在地
南魚沼市浦佐5007-2
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第18503号
- 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成28年 1 月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成28年 2 月 9 日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社平沢建築
平澤 昭
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市小島谷2063
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第7325号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
-

6 処分の原因となった事実

平成27年12月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成28年2月9日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社樋口組

樋口 誠

3 主たる営業所の所在地

新潟市西区鳥原新田411

4 許可番号 新潟県知事許可(般特-23)第13627号

5 処分の内容 管工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成28年2月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成28年2月10日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社富樫設備

富樫 修一

3 主たる営業所の所在地

村上市北中835-2

4 許可番号 新潟県知事許可(般-25)第41203号

5 処分の内容 土木工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成28年2月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成28年2月10日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

サウザンド

牧野 佐千子

3 主たる営業所の所在地

新潟市江南区楚川乙28-3

4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第44609号

5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成28年2月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成28年2月10日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社山辰建設

山崎 辰文

3 主たる営業所の所在地

阿賀野市曾郷1624

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第12425号
 - 5 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成28年2月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成28年2月16日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
小竹工務店
小竹 弘
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市仲町6-4-25
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第27204号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成28年1月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成28年2月16日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
川上建築
川上 光男
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市大字米岡477
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第27125号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成28年1月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成28年2月17日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
薄田工務店
薄田 昂
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市南区味方632
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第43792号
 - 5 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成28年2月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成28年2月18日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社大野建設
大野 芳朗
-

- 3 主たる営業所の所在地
新潟市秋葉区新津4534-2
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-24)第1134号
 - 5 処分の内容 造園工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成28年2月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成28年2月18日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社ひろせハウジング
廣瀬 春男
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市豊田町11-28
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第17254号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成28年2月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成28年2月22日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社テクノホーム
畔上 謙一
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市水梨町1189-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第28031号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成28年2月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成28年2月22日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社オーガニックスタジオ
橋本 義仁
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区高美町4-8
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-25)第43065号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成28年2月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成28年3月1日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
-

小川家
小川 勝榮

- 3 主たる営業所の所在地
柏崎市桜木町24-67
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-25)第43058号
- 5 処分の内容 石工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成28年2月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成28年3月1日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社近藤建設
近藤 輝夫
- 3 主たる営業所の所在地
五泉市赤海2-2-68
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-24)第1168号
- 5 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成28年2月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成28年3月8日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
柄沢建設
柄澤 昇
- 3 主たる営業所の所在地
燕市花園町4-12
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第15950号
- 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成28年2月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

◎新潟県告示第354号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年3月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長岡中之島見附線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
長岡市宮栄一丁目1番1から	新	17.6~21.7メートル	78.2メートル

同市宮栄一丁目53番1まで	旧	17.6～21.7メートル	78.2メートル
---------------	---	---------------	----------

◎新潟県告示第355号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年3月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 長岡中之島見附線
- 2 供用開始の区間
長岡市宮栄一丁目1番1から同市宮栄一丁目53番1まで
- 3 供用開始の期日 平成28年3月22日

◎新潟県告示第356号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年3月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大和焼野線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市中条字平林丁4194番1から	新	16.7～54.4メートル	91.7メートル
同市中条字平林丁4198番1まで	旧	16.7～47.6メートル	91.7メートル

◎新潟県告示第357号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年3月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 大和焼野線
- 2 供用開始の区間
十日町市中条字平林丁4194番1から同市中条字平林丁4198番1まで
- 3 供用開始の期日 平成28年3月22日

◎新潟県告示第358号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成24年3月9日新潟県告示第259号）を次のとおり解除する。

平成28年3月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 新発田地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
板入川地区	胎内市鼓岡	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第359号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成24年3月9日新潟県告示第260号）の指定を解除する。

平成28年 3月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 新発田地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
板入川地区	胎内市鼓岡	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第360号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成23年3月11日新潟県告示第285号）を次のとおり解除する。

平成28年 3月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上岩田1地区	長岡市小国町上岩田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第361号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成23年3月11日新潟県告示第286号）の指定を解除する。

平成28年 3月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上岩田1地区	長岡市小国町上岩田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第362号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成25年12月20日新潟県告示第1460号）を次のとおり解除する。

平成28年3月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
両尾川地区	佐渡市両尾	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第363号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成25年12月20日新潟県告示第1461号）の指定を解除する。

平成28年3月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
両尾川地区	佐渡市両尾	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第364号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成28年3月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 新発田地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
板入沢地区	胎内市鼓岡	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

笹畑地区	三条市牛ヶ首	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
牛ヶ首(1)地区	三条市牛ヶ首	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
牛ヶ首(2)地区	三条市牛ヶ首	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
牛ヶ首(3)地区	三条市牛ヶ首	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
牛ヶ首(4)地区	三条市牛ヶ首	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
牛ヶ首(5)地区	三条市牛ヶ首	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
乳母懐沢地区	三条市牛ヶ首	次の図のとおり	土石流
下の沢地区	三条市牛ヶ首	次の図のとおり	土石流
曲谷(1)地区	三条市曲谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
曲谷(2)地区	三条市曲谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
曲谷(4)地区	三条市曲谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
曲谷(5)地区	三条市曲谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
曲谷(6)地区	三条市曲谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
曲谷(7)地区	三条市曲谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
曲谷(8)地区	三条市曲谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
曲谷(9)地区	三条市曲谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
曲谷(10)地区	三条市曲谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
曲谷(11)地区	三条市曲谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
曲谷川地区	三条市曲谷	次の図のとおり	土石流
曲谷(1)地区	三条市曲谷	次の図のとおり	土石流
曲谷(2)地区	三条市曲谷	次の図のとおり	土石流
曲谷(3)地区	三条市曲谷	次の図のとおり	土石流
曲谷(4)地区	三条市曲谷	次の図のとおり	土石流
曲谷(5)地区	三条市曲谷	次の図のとおり	土石流

曲谷(6)地区	三条市曲谷	次の図のとおり	土石流
曲谷地区	三条市曲谷	次の図のとおり	地すべり
新屋地区	三条市新屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新屋(2)地区	三条市新屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新屋(3)地区	三条市新屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新屋(4)地区	三条市新屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
切通川二地区	三条市新屋	次の図のとおり	土石流
新屋一地区	三条市新屋	次の図のとおり	土石流
新屋二地区	三条市新屋	次の図のとおり	土石流
新屋三地区	三条市新屋	次の図のとおり	土石流
新屋五地区	三条市新屋	次の図のとおり	土石流
新屋六地区	三条市新屋	次の図のとおり	土石流
新屋七地区	三条市新屋	次の図のとおり	土石流
新屋八地区	三条市新屋	次の図のとおり	土石流
藤平(1)地区	三条市荻堀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
藤平(2)地区	三条市荻堀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
寺村地区	三条市原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
原(1)地区	三条市原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
原(2)地区	三条市原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
原(3)地区	三条市原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
原一地区	三条市原	次の図のとおり	土石流
村原一地区	三条市原、長沢	次の図のとおり	土石流
原二地区	三条市原	次の図のとおり	土石流
原三地区	三条市原	次の図のとおり	土石流

古戸地区	三条市長沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長沢地区	三条市長沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長沢2地区	三条市長沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長沢3地区	三条市長沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長沢4地区	三条市長沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長沢一地区	三条市長沢	次の図のとおり	土石流
長沢二地区	三条市長沢、原	次の図のとおり	土石流
長沢三地区	三条市長沢	次の図のとおり	土石流
南五百川(1)地区	三条市南五百川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南五百川(2)地区	三条市南五百川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南五百川一地区	三条市南五百川	次の図のとおり	土石流
山崎地区	三条市栗山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栗山(1)地区	三条市栗山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栗山(2)地区	三条市栗山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
カラキド沢一地区	三条市栗山	次の図のとおり	土石流
カラキド沢二地区	三条市栗山	次の図のとおり	土石流
赤谷地区	三条市栗山、名下	次の図のとおり	土石流
栗山一地区	三条市栗山、名下	次の図のとおり	土石流
長野(H25)地区	三条市長野	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

3 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
塩中(1)地区	長岡市塩中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
塩中(3)地区	長岡市塩中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
塩中(2)地区	長岡市塩中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

裏の沢地区	長岡市塩中	次の図のとおり	土石流
塩中(1)地区	長岡市塩中	次の図のとおり	土石流
塩中(2)地区	長岡市塩中	次の図のとおり	土石流
葎谷地区	長岡市葎谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
葎谷(2)地区	長岡市葎谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
葎谷(4)地区	長岡市葎谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
葎谷(5)地区	長岡市葎谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
葎谷(6)地区	長岡市葎谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
葎谷(7)地区	長岡市葎谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
葎谷(9)地区	長岡市葎谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
葎谷(10)地区	長岡市葎谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
葎谷(8)地区	長岡市葎谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
葎谷(3)地区	長岡市葎谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
葎谷川支溪地区	長岡市葎谷	次の図のとおり	土石流
上の沢地区	長岡市葎谷	次の図のとおり	土石流
水上川(1)地区	長岡市葎谷	次の図のとおり	土石流
水上川(2)地区	長岡市葎谷	次の図のとおり	土石流
深沢地区	長岡市葎谷	次の図のとおり	土石流
葎谷(1)地区	長岡市葎谷	次の図のとおり	土石流
葎谷(2)地区	長岡市葎谷	次の図のとおり	土石流
大平の沢地区	長岡市葎谷	次の図のとおり	土石流
向井田の沢地区	長岡市葎谷	次の図のとおり	土石流
葎谷(3)地区	長岡市葎谷	次の図のとおり	土石流
葎谷(4)地区	長岡市葎谷	次の図のとおり	土石流

葎谷(5)地区	長岡市葎谷	次の図のとおり	土石流
葎谷(6)地区	長岡市葎谷	次の図のとおり	土石流
滝之口地区	長岡市滝之口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝之口(2)地区	長岡市滝之口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝之口沢地区	長岡市滝之口	次の図のとおり	土石流
塩新町(1)地区	長岡市塩新町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
塩新町(2)地区	長岡市塩新町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
塩新町(3)地区	長岡市塩新町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
塩新町沢地区	長岡市塩新町	次の図のとおり	土石流
塩新町(1)地区	長岡市塩新町	次の図のとおり	土石流
塩新町(2)地区	長岡市塩新町	次の図のとおり	土石流
塩新町(3)地区	長岡市塩新町	次の図のとおり	土石流
塩新町(4)地区	長岡市塩新町	次の図のとおり	土石流
山葵谷地区	長岡市山葵谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栗林地区	長岡市山葵谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
脱場地区	長岡市山葵谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山葵谷(5)地区	長岡市山葵谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山葵谷(2)地区	長岡市山葵谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山葵谷(3)地区	長岡市山葵谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山葵谷(4)地区	長岡市山葵谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大沢地区	長岡市山葵谷	次の図のとおり	土石流
宮の沢地区	長岡市山葵谷	次の図のとおり	土石流
山葵谷(1)地区	長岡市山葵谷	次の図のとおり	土石流
山葵谷(2)地区	長岡市山葵谷	次の図のとおり	土石流

山葵谷(3)地区	長岡市山葵谷	次の図のとおり	土石流
山葵谷(5)地区	長岡市山葵谷	次の図のとおり	土石流
山葵谷(6)地区	長岡市山葵谷	次の図のとおり	土石流
下塩地区	長岡市下塩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下塩(2)地区	長岡市下塩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下塩(3)地区	長岡市下塩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下塩沢(1)地区	長岡市下塩	次の図のとおり	土石流
下塩沢(2)地区	長岡市下塩	次の図のとおり	土石流
下塩(1)地区	長岡市下塩	次の図のとおり	土石流
下塩(2)地区	長岡市下塩	次の図のとおり	土石流
大積千本町(7)地区	長岡市大積千本町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積千本町(4)地区	長岡市大積千本町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積千本町(3)地区	長岡市大積千本町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積千本町(1)地区	長岡市大積千本町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積千本町(2)地区	長岡市大積千本町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積千本町(6)地区	長岡市大積千本町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積千本町(5)地区	長岡市大積千本町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
江口沢地区	長岡市大積千本町	次の図のとおり	土石流
大積千本町(1)地区	長岡市大積3丁目、大積千本町	次の図のとおり	土石流
大積千本町(2)地区	長岡市大積千本町	次の図のとおり	土石流
大積千本町(4)地区	長岡市大積千本町	次の図のとおり	土石流
千本地区	長岡市大積千本町、大積田代町、大積3丁目、大積高鳥町 刈羽郡刈羽村大字黒川	次の図のとおり	地すべり
大積田代町(1)地区	長岡市大積田代町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

大積田代町(2)地区	長岡市大積田代町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積田代町(3)地区	長岡市大積田代町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積田代町(7)地区	長岡市大積田代町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積田代町(8)地区	長岡市大積田代町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積田代町(6)地区	長岡市大積田代町、大積千本町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積田代町(9)地区	長岡市大積田代町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積田代町地区	長岡市大積田代町	次の図のとおり	土石流
大積灰下町地区	長岡市大積灰下町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積灰下町(3)地区	長岡市大積灰下町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積灰下町(2)地区	長岡市大積灰下町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積灰下町(4)地区	長岡市大積灰下町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積灰下町(5)地区	長岡市大積灰下町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
芹田の沢地区	長岡市大積灰下町	次の図のとおり	土石流
灰下川支溪地区	長岡市大積千本町、大積灰下町	次の図のとおり	土石流
大積灰下町(1)地区	長岡市大積灰下町	次の図のとおり	土石流
不動沢(3)地区	長岡市不動沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
不動沢(1)地区	長岡市不動沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
不動沢(2)地区	長岡市不動沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
不動沢(4)地区	長岡市不動沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
不動沢(6)地区	長岡市不動沢、東谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
不動沢(7)地区	長岡市不動沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
不動沢地区	長岡市不動沢、東谷	次の図のとおり	地すべり
東谷(2)地区	長岡市東谷	次の図のとおり	土石流
来迎寺(6)地区	長岡市来迎寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

来迎寺上地区	長岡市来迎寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
来迎寺(5)地区	長岡市来迎寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
来迎寺(1)地区	長岡市来迎寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
五郎兵衛沢地区	長岡市来迎寺	次の図のとおり	土石流
来迎寺(1)地区	長岡市来迎寺	次の図のとおり	土石流
来迎寺前地区	長岡市朝日	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
朝日地区	長岡市朝日	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
法坂地区	長岡市小国町法坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
法坂(1)地区	長岡市小国町法坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
法坂(3)地区	長岡市小国町法坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
法坂2地区	長岡市小国町法坂	次の図のとおり	土石流
桐沢(1)地区	長岡市小国町桐沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桐沢(2)地区	長岡市小国町桐沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桐沢(3)地区	長岡市小国町桐沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桐沢(3)地区	長岡市小国町桐沢	次の図のとおり	土石流
桐沢(4)地区	長岡市小国町桐沢	次の図のとおり	土石流
ほどん沢地区	長岡市小国町桐沢	次の図のとおり	土石流
桐沢(1)地区	長岡市小国町桐沢、七日町	次の図のとおり	土石流
桐沢(2)地区	長岡市小国町桐沢	次の図のとおり	土石流
入山地区	長岡市小国町千谷沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
千谷沢(1)地区	長岡市小国町千谷沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
千谷沢(2)地区	長岡市小国町千谷沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
千谷沢(3)地区	長岡市小国町千谷沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
千谷沢地区	長岡市小国町千谷沢	次の図のとおり	土石流

千谷沢地区	長岡市小国町千谷沢	次の図のとおり	地すべり
箕輪地区	長岡市小国町横沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
金沢地区	長岡市小国町横沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上村地区	長岡市小国町横沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
横沢(2)地区	長岡市小国町横沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
横沢(4)地区	長岡市小国町横沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
横沢(6)地区	長岡市小国町横沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
横沢(10)地区	長岡市小国町横沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
横沢(13)地区	長岡市小国町横沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
横沢(14)地区	長岡市小国町横沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
横沢(15)地区	長岡市小国町横沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
横沢(18)地区	長岡市小国町横沢、相野原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鴨入沢地区	長岡市小国町横沢	次の図のとおり	土石流
下村地区	長岡市小国町横沢	次の図のとおり	土石流
土口川地区	長岡市小国町横沢	次の図のとおり	土石流
横沢(3)地区	長岡市小国町横沢	次の図のとおり	土石流
横沢(4)地区	長岡市小国町横沢	次の図のとおり	土石流
横沢(5)地区	長岡市小国町横沢	次の図のとおり	土石流
横沢(7)地区	長岡市小国町横沢	次の図のとおり	土石流
横沢(8)地区	長岡市小国町横沢	次の図のとおり	土石流
横沢(10)地区	長岡市小国町横沢、二本柳	次の図のとおり	土石流
横沢(13)地区	長岡市小国町横沢	次の図のとおり	土石流
相野原地区	長岡市小国町横沢、相野原	次の図のとおり	地すべり
檜沢・上岩田地区	長岡市小国町上岩田、小国町檜沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧)

に供する。)

4 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
魚之田川地区	十日町市魚之田川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中条戊(1)地区	十日町市魚之田川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中条戊(3)地区	十日町市魚之田川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木ノ沢地区	十日町市魚之田川	次の図のとおり	土石流
中条戊(1)地区	十日町市魚之田川	次の図のとおり	土石流
姿地区	十日町市姿甲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
姿(1)地区	十日町市姿甲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
槇沢川地区	十日町市安養寺、姿甲	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

5 柏崎地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
石地地区	柏崎市西山町石地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
飯森地区	柏崎市西山町石地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
石地(2)地区	柏崎市西山町石地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
石地地区	柏崎市西山町石地	次の図のとおり	地すべり
千鳥ヶ池地区	柏崎市西山町大津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
横道地区	柏崎市西山町大津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大津(1)地区	柏崎市西山町大津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大津(2)地区	柏崎市西山町大津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大津(3)地区	柏崎市西山町大津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大津(4)地区	柏崎市西山町大津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大津(5)地区	柏崎市西山町大津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

大津(6)地区	柏崎市西山町大津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大津(7)地区	柏崎市西山町大津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大津(8)地区	柏崎市西山町大津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大津地区	柏崎市西山町大津	次の図のとおり	土石流
大津(2)地区	柏崎市西山町大津	次の図のとおり	地すべり
大津(3)地区	柏崎市西山町大津	次の図のとおり	地すべり
大津地区	柏崎市西山町大津	次の図のとおり	地すべり
市野新田地区	柏崎市大字市野新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蔵ノ下沢地区	柏崎市大字市野新田	次の図のとおり	土石流
水沢地区	柏崎市大字市野新田	次の図のとおり	土石流
市野新田地区	柏崎市大字市野新田	次の図のとおり	土石流
市野新田地区	柏崎市大字市野新田	次の図のとおり	地すべり
折居地区	柏崎市大字折居	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
穴畑沢地区	柏崎市大字折居	次の図のとおり	土石流
餅粮地区	柏崎市大字折居	次の図のとおり	地すべり
北向地区	柏崎市大字折居	次の図のとおり	地すべり
大清水(1)地区	柏崎市大字大清水	次の図のとおり	土石流
大清水(2)地区	柏崎市大字大清水	次の図のとおり	土石流
大清水(3)地区	柏崎市大字大清水	次の図のとおり	土石流
大平地区	柏崎市大字大平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
堂前沢地区	柏崎市大字大平	次の図のとおり	土石流
下大平地区	柏崎市大字大平	次の図のとおり	土石流
大平地区	柏崎市大字大平	次の図のとおり	土石流
大畑(追加)地区	柏崎市大字大平	次の図のとおり	地すべり

大畑地区	柏崎市大字大平	次の図のとおり	地すべり
吉尾地区	柏崎市大字吉尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中丹穂沢地区	柏崎市大字吉尾	次の図のとおり	土石流
吉尾地区	柏崎市大字吉尾	次の図のとおり	地すべり
蕨野地区	柏崎市大字蕨野	次の図のとおり	地すべり
今熊地区	柏崎市大字本条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本条(1)地区	柏崎市大字本条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本条地区	柏崎市大字本条	次の図のとおり	地すべり
加入沢地区	柏崎市大字本条	次の図のとおり	土石流
城の下沢地区	柏崎市大字本条	次の図のとおり	土石流
本条(2)地区	柏崎市大字本条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤尾地区	柏崎市大字本条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
家近地区	柏崎市大字北条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
清水尻地区	柏崎市大字北条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北条(1)地区	柏崎市大字本条、北条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北条(2)地区	柏崎市大字北条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北条地区	柏崎市大字北条	次の図のとおり	土石流
北条(2)地区	柏崎市大字北条	次の図のとおり	土石流
本条(2)地区	柏崎市大字本条	次の図のとおり	地すべり
北条地区	柏崎市大字北条	次の図のとおり	地すべり
雀田地区	柏崎市西山町妙法寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
苗代地区	柏崎市西山町妙法寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
仲橋地区	柏崎市西山町妙法寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
雀田(2)地区	柏崎市西山町妙法寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

妙法寺(1)地区	柏崎市西山町妙法寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
妙法寺(2)地区	柏崎市西山町妙法寺	次の図のとおり	地すべり
松ノ木田川地区	柏崎市西山町妙法寺	次の図のとおり	土石流
西ヶ崎地区	柏崎市西山町鎌田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鎌田(1)地区	柏崎市西山町鎌田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鎌田(2)地区	柏崎市西山町鎌田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上鎌田(1)地区	柏崎市西山町鎌田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上鎌田(2)地区	柏崎市西山町鎌田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上鎌田(3)地区	柏崎市西山町鎌田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鎌田(3)地区	柏崎市西山町鎌田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鎌田(4)地区	柏崎市西山町鎌田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鎌田(5)地区	柏崎市西山町鎌田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鎌田(6)地区	柏崎市西山町鎌田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鎌田(7)地区	柏崎市西山町鎌田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鎌田(8)地区	柏崎市西山町鎌田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鎌田(9)地区	柏崎市西山町鎌田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鎌田(10)地区	柏崎市西山町鎌田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中鎌田地区	柏崎市西山町鎌田	次の図のとおり	土石流
トノ沢地区	柏崎市西山町鎌田	次の図のとおり	土石流
上鎌田(2)地区	柏崎市西山町鎌田	次の図のとおり	土石流
鎌田(1)地区	柏崎市西山町鎌田	次の図のとおり	土石流
鎌田(2)地区	柏崎市西山町鎌田	次の図のとおり	土石流
鎌田(1)地区	柏崎市西山町鎌田	次の図のとおり	地すべり
鎌田(2)地区	柏崎市西山町鎌田	次の図のとおり	地すべり

無重刈地区	柏崎市西山町鎌田	次の図のとおり	地すべり
五百地地区	柏崎市西山町長嶺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
軽井川(7)地区	柏崎市大字軽井川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上軽井川地区	柏崎市大字軽井川	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

6 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
桶海地区	妙高市大字桶海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桶海沢地区	妙高市大字桶海	次の図のとおり	土石流
篠八地区	妙高市大字桶海	次の図のとおり	土石流
宝桐沢地区	妙高市大字桶海	次の図のとおり	土石流
浄厳寺小沢地区	妙高市大字桶海	次の図のとおり	土石流
桶海(1)地区	妙高市大字桶海	次の図のとおり	土石流
桶海(2)地区	妙高市大字桶海	次の図のとおり	土石流
和平沢地区	妙高市大字桶海	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所にて縦覧に供する。)

7 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
両尾川地区	佐渡市両尾	次の図のとおり	土石流
下黒山-2地区	佐渡市下黒山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下黒山(1)地区	佐渡市下黒山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下黒山(2)地区	佐渡市下黒山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下黒山(3)地区	佐渡市下黒山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下黒山地区	佐渡市下黒山	次の図のとおり	地すべり
大野田地区	佐渡市下黒山	次の図のとおり	地すべり

岡田地区	佐渡市羽茂大石	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岡田(2)地区	佐渡市羽茂大石	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岡田(1)地区	佐渡市羽茂大石	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大橋西方地区	佐渡市羽茂大橋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西方上組(1)地区	佐渡市羽茂大橋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西方上組(2)地区	佐渡市羽茂大橋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西方上組(3)地区	佐渡市羽茂大橋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西方上組(4)地区	佐渡市羽茂大橋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大橋西方(1)地区	佐渡市羽茂大橋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
羽茂村山(1)地区	佐渡市羽茂村山	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第365号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年 3月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
牛ヶ首(1)地区	三条市牛ヶ首	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
牛ヶ首(4)地区	三条市牛ヶ首	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
牛ヶ首(5)地区	三条市牛ヶ首	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
乳母懐沢地区	三条市牛ヶ首	次の図のとおり	土石流
下の沢地区	三条市牛ヶ首	次の図のとおり	土石流
曲谷(1)地区	三条市曲谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
曲谷(2)地区	三条市曲谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
曲谷(4)地区	三条市曲谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
曲谷(6)地区	三条市曲谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

曲谷(7)地区	三条市曲谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
曲谷(8)地区	三条市曲谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
曲谷(9)地区	三条市曲谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
曲谷(10)地区	三条市曲谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
曲谷(11)地区	三条市曲谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
曲谷川地区	三条市曲谷	次の図のとおり	土石流
曲谷(2)地区	三条市曲谷	次の図のとおり	土石流
曲谷(5)地区	三条市曲谷	次の図のとおり	土石流
曲谷(6)地区	三条市曲谷	次の図のとおり	土石流
新屋地区	三条市新屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新屋(2)地区	三条市新屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新屋五地区	三条市新屋	次の図のとおり	土石流
藤平(1)地区	三条市荻堀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
藤平(2)地区	三条市荻堀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
寺村地区	三条市原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
原(2)地区	三条市原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
原(3)地区	三条市原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
村原一地区	三条市原、長沢	次の図のとおり	土石流
長沢地区	三条市長沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長沢3地区	三条市長沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長沢4地区	三条市長沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南五百川(1)地区	三条市南五百川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南五百川(2)地区	三条市南五百川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山崎地区	三条市栗山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

栗山(2)地区	三条市栗山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
カラキド沢一地区	三条市栗山	次の図のとおり	土石流
栗山一地区	三条市栗山、名下	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
塩中(1)地区	長岡市塩中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
塩中(3)地区	長岡市塩中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
塩中(2)地区	長岡市塩中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
葎谷(2)地区	長岡市葎谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
葎谷(4)地区	長岡市葎谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
葎谷(5)地区	長岡市葎谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
葎谷(6)地区	長岡市葎谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
葎谷(7)地区	長岡市葎谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
葎谷川支溪地区	長岡市葎谷	次の図のとおり	土石流
水上川(1)地区	長岡市葎谷	次の図のとおり	土石流
葎谷(3)地区	長岡市葎谷	次の図のとおり	土石流
滝之口地区	長岡市滝之口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝之口(2)地区	長岡市滝之口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
塩新町(1)地区	長岡市塩新町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
塩新町(2)地区	長岡市塩新町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
塩新町(3)地区	長岡市塩新町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山葵谷地区	長岡市山葵谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栗林地区	長岡市山葵谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
脱場地区	長岡市山葵谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

山葵谷(5)地区	長岡市山葵谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山葵谷(2)地区	長岡市山葵谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山葵谷(3)地区	長岡市山葵谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山葵谷(4)地区	長岡市山葵谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山葵谷(5)地区	長岡市山葵谷	次の図のとおり	土石流
山葵谷(6)地区	長岡市山葵谷	次の図のとおり	土石流
下塩地区	長岡市下塩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下塩(2)地区	長岡市下塩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下塩(1)地区	長岡市下塩	次の図のとおり	土石流
大積千本町(7)地区	長岡市大積千本町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積千本町(4)地区	長岡市大積千本町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積千本町(1)地区	長岡市大積千本町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積千本町(6)地区	長岡市大積千本町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積千本町(5)地区	長岡市大積千本町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積千本町(1)地区	長岡市大積3丁目、大積千本町	次の図のとおり	土石流
大積田代町(1)地区	長岡市大積田代町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積田代町(2)地区	長岡市大積田代町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積田代町(3)地区	長岡市大積田代町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積田代町(7)地区	長岡市大積田代町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積田代町(6)地区	長岡市大積田代町、大積千本町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積灰下町地区	長岡市大積灰下町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積灰下町(3)地区	長岡市大積灰下町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積灰下町(2)地区	長岡市大積灰下町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大積灰下町(4)地区	長岡市大積灰下町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

大積灰下町(5)地区	長岡市大積灰下町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
芹田の沢地区	長岡市大積灰下町	次の図のとおり	土石流
灰下川支溪地区	長岡市大積千本町、大積灰下町	次の図のとおり	土石流
大積灰下町(1)地区	長岡市大積灰下町	次の図のとおり	土石流
不動沢(1)地区	長岡市不動沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
不動沢(2)地区	長岡市不動沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
不動沢(7)地区	長岡市不動沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
来迎寺(6)地区	長岡市来迎寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
来迎寺上地区	長岡市来迎寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
来迎寺(5)地区	長岡市来迎寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
来迎寺(1)地区	長岡市来迎寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
来迎寺前地区	長岡市朝日	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
法坂地区	長岡市小国町法坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
法坂(3)地区	長岡市小国町法坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
法坂2地区	長岡市小国町法坂	次の図のとおり	土石流
桐沢(1)地区	長岡市小国町桐沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桐沢(2)地区	長岡市小国町桐沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桐沢(3)地区	長岡市小国町桐沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桐沢(4)地区	長岡市小国町桐沢	次の図のとおり	土石流
桐沢(2)地区	長岡市小国町桐沢	次の図のとおり	土石流
入山地区	長岡市小国町千谷沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
千谷沢(1)地区	長岡市小国町千谷沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
千谷沢(2)地区	長岡市小国町千谷沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
千谷沢(3)地区	長岡市小国町千谷沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

箕輪地区	長岡市小国町横沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
金沢地区	長岡市小国町横沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上村地区	長岡市小国町横沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
横沢(2)地区	長岡市小国町横沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
横沢(4)地区	長岡市小国町横沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
横沢(10)地区	長岡市小国町横沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
横沢(13)地区	長岡市小国町横沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
横沢(14)地区	長岡市小国町横沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
横沢(15)地区	長岡市小国町横沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
横沢(18)地区	長岡市小国町横沢、相野原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
横沢(8)地区	長岡市小国町横沢	次の図のとおり	土石流
檜沢・上岩田地区	長岡市小国町上岩田、小国町檜沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

3 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中条戊(1)地区	十日町市魚之田川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中条戊(3)地区	十日町市魚之田川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
姿地区	十日町市姿甲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
槇沢川地区	十日町市安養寺、姿甲	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

4 柏崎地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
石地地区	柏崎市西山町石地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
飯森地区	柏崎市西山町石地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
千鳥ヶ池地区	柏崎市西山町大津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

横道地区	柏崎市西山町大津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大津(1)地区	柏崎市西山町大津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大津(2)地区	柏崎市西山町大津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大津(3)地区	柏崎市西山町大津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大津(4)地区	柏崎市西山町大津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大津(5)地区	柏崎市西山町大津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大津(7)地区	柏崎市西山町大津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大津(8)地区	柏崎市西山町大津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
市野新田地区	柏崎市大字市野新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蔵ノ下沢地区	柏崎市大字市野新田	次の図のとおり	土石流
水沢地区	柏崎市大字市野新田	次の図のとおり	土石流
市野新田地区	柏崎市大字市野新田	次の図のとおり	土石流
折居地区	柏崎市大字折居	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
穴畑沢地区	柏崎市大字折居	次の図のとおり	土石流
大清水(1)地区	柏崎市大字大清水	次の図のとおり	土石流
大清水(2)地区	柏崎市大字大清水	次の図のとおり	土石流
大清水(3)地区	柏崎市大字大清水	次の図のとおり	土石流
大平地区	柏崎市大字大平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
堂前沢地区	柏崎市大字大平	次の図のとおり	土石流
下大平地区	柏崎市大字大平	次の図のとおり	土石流
大平地区	柏崎市大字大平	次の図のとおり	土石流
今熊地区	柏崎市大字本条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本条(1)地区	柏崎市大字本条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本条(2)地区	柏崎市大字本条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

赤尾地区	柏崎市大字本条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
家近地区	柏崎市大字北条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
清水尻地区	柏崎市大字北条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北条(1)地区	柏崎市大字本条、北条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北条(2)地区	柏崎市大字北条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北条地区	柏崎市大字北条	次の図のとおり	土石流
雀田地区	柏崎市西山町妙法寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
苗代地区	柏崎市西山町妙法寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
仲橋地区	柏崎市西山町妙法寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
雀田(2)地区	柏崎市西山町妙法寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
妙法寺(1)地区	柏崎市西山町妙法寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西ヶ崎地区	柏崎市西山町鎌田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鎌田(1)地区	柏崎市西山町鎌田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鎌田(2)地区	柏崎市西山町鎌田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上鎌田(1)地区	柏崎市西山町鎌田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上鎌田(2)地区	柏崎市西山町鎌田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上鎌田(3)地区	柏崎市西山町鎌田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鎌田(3)地区	柏崎市西山町鎌田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鎌田(4)地区	柏崎市西山町鎌田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鎌田(5)地区	柏崎市西山町鎌田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鎌田(6)地区	柏崎市西山町鎌田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鎌田(7)地区	柏崎市西山町鎌田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鎌田(8)地区	柏崎市西山町鎌田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鎌田(9)地区	柏崎市西山町鎌田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

鎌田(10)地区	柏崎市西山町鎌田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上鎌田(2)地区	柏崎市西山町鎌田	次の図のとおり	土石流
五百地地区	柏崎市西山町長嶺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
軽井川(7)地区	柏崎市大字軽井川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上軽井川地区	柏崎市大字軽井川	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

5 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
桶海地区	妙高市大字桶海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桶海沢地区	妙高市大字桶海	次の図のとおり	土石流
宝桐沢地区	妙高市大字桶海	次の図のとおり	土石流
浄厳寺小沢地区	妙高市大字桶海	次の図のとおり	土石流
桶海(1)地区	妙高市大字桶海	次の図のとおり	土石流
桶海(2)地区	妙高市大字桶海	次の図のとおり	土石流
和平沢地区	妙高市大字桶海	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所にて備え置いて縦覧に供する。)

6 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
両尾川地区	佐渡市両尾	次の図のとおり	土石流
下黒山-2地区	佐渡市下黒山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下黒山(1)地区	佐渡市下黒山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下黒山(2)地区	佐渡市下黒山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下黒山(3)地区	佐渡市下黒山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岡田地区	佐渡市羽茂大石	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岡田(2)地区	佐渡市羽茂大石	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

岡田(1)地区	佐渡市羽茂大石	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大橋西方地区	佐渡市羽茂大橋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西方上組(3)地区	佐渡市羽茂大橋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西方上組(4)地区	佐渡市羽茂大橋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大橋西方(1)地区	佐渡市羽茂大橋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
羽茂村山(1)地区	佐渡市羽茂村山	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第366号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第14項の規定により、同条第5項ただし書きの規定による許可をすることについて、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

平成28年3月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 日時

平成28年3月29日(火)午後7時00分から

2 場所

村上市田端町4番1号

村上市生涯学習推進センター 2階大会議室

3 意見の聴取の事由

下記4による建築は、当該地域においては原則として禁止しているが、良好な住居の環境を害するおそれがないか、又は公益上やむを得ないかどうかについて利害関係者の意見を聴くため。

4 建築計画の概要

(1) 申請者の住所及び名称

村上市緑町1丁目1-5

村上製茶株式会社 代表取締役 小坂要助

(2) 申請地

村上市緑町1丁目4321-9、4321-19、4321-20、4321-21、4321-22、4326

(3) 主要用途

製茶工場

(4) 構造・規模

鉄骨造 地上2階建て

建築面積 397.21平方メートル

延べ面積 567.23平方メートル

公 告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、全戸配布広報紙「県民だより」新聞折込業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成28年3月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 入札に付する事項

- (1) 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
 - (2) 履行期間
契約日から平成29年 3月31日まで
 - (3) 履行場所
新潟県庁
 - (4) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- (1) 県内の新聞販売店を通じ、新聞購読戸に折込日にあわせて確実に配布できること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (3) 指名停止期間中の者でないこと。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (6) 新潟県内に本社（本店）又は営業所等（支店、支社及び営業所等名称は問わない。）が所在する者であること。
 - (7) 受託業務及び人事管理を主業務とする担当者を常時1人以上配置し、急な欠員等に対して代替要員を確保し業務を確実に履行する即応体制が取れる者であること。
 - (8) 入札説明書の交付を受け、入札参加資格を確認された者であること。
 - (9) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所等
- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 950-8570
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県知事政策局広報広聴課広報係
電話番号 025-280-5014（直通）
 - (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から平成28年 3月29日まで上記3(1)の交付場所で交付する。
 - (3) 入札の日時及び場所
平成28年 4月5日(火) 午後2時
新潟県庁行政庁舎16階入札室
- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
入札保証金は入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額に年間折込見込み部数2,174,000部（春号発行予定（543,500部）×4回）を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第43条第1号に該当する場合は免除する。
 - (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
 - (4) 入札参加者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、本公告に示した競争参加資格を証明する書類等を4月1日(金)までに提出し、契約担当者の確認を受けなければならない。
 - (5) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
 - (6) 契約書作成の要否 要
 - (7) 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

(8) 落札者の決定方法

本公告に示した調達役務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 本業務は平成28年度新潟県予算成立後に実施が確定するため、内容等が変更となる可能性がある。

人事委員会規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月22日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 卷 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1769号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（規則第6-118号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後			改 正 前			
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）			
組織上の区分	職	区分	組織上の区分	職	区分	
(略)			(略)			
警察	(略)		警察	(略)		
	警察署	(略) 見附警察署長		警察署	(略) 見附警察署長 <u>小出警察署長</u>	3種
		(略)			(略)	
(略)			(略)			
備考 (略)			備考 (略)			

附 則

この規則は、平成28年3月22日から施行する。